

令和5年第1回臨時会

湯前町議会議録

開会 令和5年 1月20日

閉会 令和5年 1月20日

熊本県球磨郡湯前町

令和5年第1回臨時会

会期 令和5年1月20日(金) 1日間

会期日程表

月	日	曜	区分	時刻	日程
1	20	金	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和5年第1回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和5年1月20日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3 議案第1号	工事請負契約の変更について
日程第4 議案第2号	令和4年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について
追加日程第1	議長の辞職
追加日程第2	議長の選挙
追加日程第3	議席の変更
追加日程第4	会議録署名議員の指名
追加日程第5	副議長の選挙
追加日程第6	議長の常任委員の辞任
追加日程第7	議長の議会運営委員の辞任
追加日程第8	常任委員の補充選任
追加日程第9	議会運営委員の補充選任
日程第5	議員派遣について
日程第6	議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 係 長 勘 米 良 康 隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞						
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	西	安	洋	一				
税	務	町	北	崎	真	介	保	健	福	祉	課	長	高	木	堅	介		
建	設	水	中	園	誠	二	企	画	観	光	課	長	高	本	山	り	か	
農	林	振	稲	森	一	彦	教	育	課	長	富	安	智	詞	一	洋	堅	介
会	計	管	高	橋	誠	誠					浅	田	徹					

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和5年第1回湯前町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、味岡議員、金子議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第1号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。それでは議案第1号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

下里御大師堂保存修理工事（第2期）請負契約について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育課長（浅田 徹君） 議案第1号、「工事請負契約の変更について」を御説明いたします。

契約の変更事項は契約の金額のみとなります。

議案書の表により説明いたします。

1、契約の目的 下里御大師堂保存修理工事（第2期）。

2、契約の方法 指名競争入札。

3、契約の金額 変更前が5,640万5,350円。

変更後が5,699万6,784円となり、59万1,434円の増額となります。

4、工期 令和4年4月2日から令和5年1月31日まで。

5、契約の相手方 住所 鹿児島市下伊敷1丁目53番16号。

株式会社 江藤建設工業 代表取締役 荒川 和彦 です。

この工事につきましては、令和3年度からの繰越予算で実施しているもので、下里御大師堂本堂の再建築、既存倉庫の解体工事、防火水槽設置、防災設備のポンプ小屋建築、また防災設備の一部を工事内容としております。

今回の変更増額につきましては、お堂本体工事での塗装工事の減額、防犯装置誤作動防止のためのアクリル板の追加、地下湧水に伴います防火水槽及びポンプ小屋の配置変更等に伴います建物基礎の増額また犬走の追加施工による変更増額となります。

工期が令和5年1月末となっており、お堂本体は今月末に修理完了となります。残工事となります防災設備の自動放水銃や消火栓設置などの工事は、別途契約で第3期工事として現在施工中となっているところです。

参考資料としまして議案書に変更仮契約書の写しを添付しております。

以上で説明を終わります、よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 令和4年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第2号、「令和4年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第2号、令和4年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,765万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,935万7,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、県議会議員選挙関係の補正、子ども子育て応援給付金関係の補正、ルールウイング再整備基本設計委託料の補正、台風14号に伴います河川、道路災害復旧工事費等の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第2号、一般会計補正予算（第11号）について、御説明いたします。

歳入歳出に、7,765万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ52億6,935万7,000円とするものです。

それでは、議案書の事項別明細書の歳出から御説明いたします。

13ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節12委託料20万円は、町有地境界測量委託料です。

先般売却いたしました、旧下永野住宅周辺の町有地の境界杭が無くなっており、土地境界の復元を行う費用を計上いたしました。

目9企画調整費、節10需用費1万円は、光熱水費です。

エネルギー高騰の影響による、お試し住宅電気料の不足分を増額計上しました。

目11電算情報管理費、節12委託料24万2,000円は、ホームページ保守委託料です。自治体が開設しているホームページは、Webサーバを監視するシステムを導入しなければならないと、総務省からの指示がありましたので、その設定費用と管理費用を計上いたしました。

節13使用料及び賃借料20万5,000円は、電算機器リース料です。

会計年度任用職員が年度内に増員したことにより、使用するパソコンのリース料不足分を増額計上しました。

項4選挙費、目5県議会議員選挙費は、4月に予定されております県議会議員選挙に関する費用の3月までの執行分を計上いたしました。

節1報酬に、選挙管理委員報酬6万8,000円、節3職員手当等に時間外勤務手当等2万円、節8旅費に委員費用弁償2万1,000円と、普通旅費4,000円、節10需用費に消耗

品費 12 万円、節 11 役務費に通信費 22 万 4,000 円と、広告料 25 万円を計上いたしました。

なお、財源は全額県の負担となります。

目 7 町長選挙費は、同じく 4 月に予定されております町長選挙に関する費用の 3 月までの執行分です。

節 1 報酬に、選挙管理委員報酬 2 万 1,000 円、節 8 旅費に、委員費用弁償 7,000 円を計上しました。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は、国の出産・子育て応援給付金に関する費用です。

節 3 職員手当等に、時間外勤務手当 2 万 9,000 円、節 10 需用費に、消耗品費 3,000 円、節 11 役務費に通信費 3,000 円、14 ページをご覧ください。節 18 負担金補助及び交付金に、出産・子育て応援給付金 230 万円を計上しました。

この給付金は、議員の皆様も報道等でご存じのことと思いますが、国の事業で、妊婦や子育て世帯の孤立化を防ぎ、安心して出産・子育てができる環境整備を行うため、一貫した身近で相談に応じることができる「伴走型支援」と、経済的支援として「出産子育て応援ギフト」の給付を行うものです。

国は、この経済的支援をクーポン等による支援で想定しておりましたが、本町では事業目的であります出産育児関連用品の取扱事業者が限られていることから、令和 4 年度においては現金給付を考えています。

なお、財源は対象経費の国 3 分の 2、県 6 分の 1、町 6 分の 1 負担となります。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 10 需用費 1 万 8,000 円は、光熱水費です。

エネルギー高騰の影響により、駅前駐輪場の外灯、停車場線の街路灯の電気料の不足分を増額計上しました。

節 12 委託料 500 万円は、先の議会全員協議会でも御説明いたしましたレールウイング再整備基本設計委託料を計上いたしました。

目 3 観光費、節 10 需用費 5 万 3,000 円は、光熱水費です。

エネルギー高騰の影響により、湯楽里入り口、潮大橋、駅前公園など、観光関連施設の外灯の電気料不足分を増額計上しました。

款 7 土木費、項 3 河川費、目 1 河川総務費、節 14 工事請負費 570 万円は、宮の谷川土砂撤去工事分を新たに計上いたしました。

なお、財源は緊急浚渫推進事業債を充当いたします。充当率は 100 パーセント、交付税で 7 割が措置されます、

項 5 住宅費、目 1 住宅管理費、節 12 委託料 280 万円は、令和 3 年度事業分の地域優良

賃貸住宅（駅前団地）建設工事管理委託料です。

材料費等の高騰で工事費が不足し、予算の流用を行ったことにより、管理委託料が不足となりましたので、新たに計上するものです。

この件分かりづらいと思いますが、タブレットに説明資料を載せておりますので、そちらをご覧くださいと思います。国の費用を有効に使いたいというところがございます。

節 14 工事請負費 450 万円は、同じく地域優良賃貸住宅（駅前団地）建設工事分です。こちらは令和 4 年度分の工事費で、材料費等の高騰で工事費が不足することから、増額計上しました。

材料費の高騰が収まらず、歯止めがかからない状況になっているところがございます。

款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節 18 負担金補助及び交付金 14 万円は、全国スポーツ大会等出場奨励金です。

すでに出場が確定している分を合わせ、今後不足が見込まれる金額を増額計上いたしました。

款 10 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、節 14 工事請負費 1,800 万円は、台風 14 号により被災した牧良川災害復旧工事費です。

ハナグリ神社付近とその下流部分 2 箇所の工事となります。

目 2 道路橋りょう災害復旧費、節 12 委託料 1,382 万円は、台風 14 号により被災した伍八橋の道路災害復旧工事測量設計業務委託料を計上しました。

節 14 工事請負費 500 万円は、台風 14 号により被災した、町道猪鹿倉横谷線の路肩崩壊に伴う道路災害復旧工事費を計上いたしました。

なお、この 2 つの災害復旧費の財源には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金 1,341 万円と、公共土木施設災害復旧債 2,330 万円を充当いたします。

なお、この起債は、充当率 100 パーセント、交付税の措置率は様々に条件がございます。なお、おおよそ 8 割程度を見込んでおります。

15 ページをご覧ください。

款 11 公債費、項 1 公債費、目 1 元金 1,890 万円は、繰上償還金です。

目 2 利子 1,000 円は、繰上償還金利子となります。

これは県が実施します農村地域防災減災事業（県営第 2 蓑谷地区）が入札不調となったことから、令和 2 年度に財政融資資金を活用し支払っていた町の負担金が、令和 4 年度において返還となったことに伴い、財政融資資金の繰上償還が必要となったものです。

次に、歳入の説明です。12 ページをお願いいたします。

歳出で説明いたしました分を除いて説明いたします。

款 10 地方交付税に、今回の補正財源として 3,115 万 9,000 円を計上しました。

款 20 諸収入、項 4 雑入、目 1 雑入、節 3 雑入 144 万円は、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金は、実績に伴います返還金です。

16 ページ以降に給与費明細書を載せております。

8 ページをご覧ください。

第 2 表、債務負担行為の補正で「追加」です。

事項「地域おこし協力隊任用業務」、期間「令和 5 年度」、限度額「2,120 万 9,000 円」としております。

この補正の理由は、地域おこし協力隊を令和 5 年度当初から、新たに企画観光課 2 名、農林振興課 2 名、教育課 1 名の計 5 名の任用を予定しておりますが、募集活動を行うにあたり、当初予算をお認めいただいた後に募集活動をスタートすることになると、ほかの自治体に後れを取りまして、人材確保が非常に難しくなりますので、一刻も早く募集活動を行わせていただきたいと存じます。

なお、財源は全て特別交付税で措置されます。

9 ページをご覧ください。

第 3 表、地方債の補正で「変更」です。緊急浚渫推進事業債、公共土木施設災害復旧事業債の限度額を変更するものです。町債の総額は、10 億 8,660 万円となります。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2 番（西 靖邦君） 14 ページなんですけども、款 7 土木費、目 1 住宅管理費、節 14 工事請負費 450 万円なんですけども、対象となる材料価格の変動により、これは直接工事のみが工事請負変更であってですね、材料費の変動に連動して、共通仮設費とか現場管理費、一般管理費等については変更なしの補正金額なんですよね。

○建設水道課長（中園誠二君） 率の変更はございません。金額に関しましては、それを含んだところの補正額を計上しております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5 番（森山 宏君） 歳出の 13 ページ、電算情報管理費ですか、これで課長のほうから説明がありましたように、すいません使用料及び賃借料の欄ですね、20 万 5,000 円、これはなんか臨時職員の増員による、それに使用するパソコンのリース料というふうに説明を受けましたけども、10 人とか 20 人とか雇いなはるわけでしょうか、というのはですね年度内というのは、あと 4 分の 1 ですよ、それでリース物件のパソコンが 20 万 5,000 円というのは、どんだけ高いのかなあと、このパソコンというのがリースであれば、当然これ備品には計上されないんでしょうけども、リース機器の扱い、特にハードディスクの扱いというののもちゃんと考慮されてからの金額なんですか。

○総務課長（西村洋一君） パソコンのリースに関しましては、再任用職員さんにおき

ましては、短期間の2か月とか、3か月とかありますので、これは当初予算に比べて、全体の出入りをすると、大体当初に比べて2人分が増えたということです。言うなら4月から7月までの方がおられたり、2月から3月までの方がおられたり、そこの出入りが途中ありますので、これから2人増えて、それが20万円ではなくて、令和4年度内全体での、出したり戻したりするところの総額が、この金額だったということになります。一回一回補正しておくのと、何と言いますか、ちょっと分かりづらくなりますけども、年間を通して2台の12か月分が必要だったという考え方になります。一回一回出し入れはしておりません。

○5番（森山 宏君） 何十台かの内の、その全体で見ての、不足分、見込まれる分と思います。ここで先ほどもちょっと言いましたけども、このリースというのは、本体を期限が来たら返すわけですよ、この使用するハードディスクの消去というのも確実にされているのは、確認はされているのでしょうか。というのが全部残りますよね、例えば個人情報なり、役場がどういったシステムで値段を決めているとか、料率を決めているとかというのが全部パソコンには残っていますので、そういうのも全部消去というのは、確認されているのでしょうか。お尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） 町のパソコンにつきましては、パソコンの本体自体にはデータは保存しませんので、全体まとめてクラウドで管理しておりますので、パソコン自体には保存できないようになっています。その点は問題ございません。全体のところにインターネットでつながって作業をして、もう出ていったらそのパソコン台はもう空の作業の箱というような印象でございます。

○5番（森山 宏君） 課長あと1点だけ、その貸与を受けているパソコンですね、これもたぶん、ここは備品ではなかったか、全部リースか、全部職員さんが利用されているパソコンと同様に、配線すると使われるということですかね。

○総務課長（西村洋一君） 再任用職員さんは、一般職と権限が違いますので、その都度その都度、権限を割り当てて、ここまでの作業はできますというような設定をします。それとリースに関しましては、通常の3年リースとか、そういうものじゃなくて、1か月、1か月の使用料で払いますので、必要な分だけ業者さんからお借りして、月額7,750円ですけども、その使用料をお支払いするというかたちになります。ですので長期の契約はしておりません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 14ページの商工振興費の中に、レールウイング再整備基本設計委託料というのがございます。それについて若干お尋ねいたします。その整備内容の用途内容はどのような建設を考えておられるのかをまずお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 大まかに御説明をさせていただきます。まず大屋根の

設置ということでございます。それは風雨を避けるための施設整備ということになっております。また床のほうですね、これも全体老朽化をしておりますので、こういったところの改修、また外周等に設置しておりますフェンス等の改修、それから動線の見直しということございまして、例えば近隣の駐車場からレールウイング場に移動される際に、そういった動線をどうやったらいいかというようなこと的设计、それから今イベント時に必要なステージですとか、またそれに伴います設備関係そういったもの设计、検討といった大まかなところでございますが、そういったところですね、また既存のモニュメントも西側の方にございますので、あの部分の改修とか撤去ですとか、まあそういったことの検討ですね、それから既存のトイレはもとより、トイレ等の増設が必要なのかどうかですね、そういった全体的なレールウイングの活用を充実させるための设计ということ考えております。

○7番（味岡 恭君） 駅周辺にはですね、総合的に催しをするような場所が非常に少のうございます。その面からいっても、総合的に使えるような用途の建設を考えていただければと考えます。またそれともう一つ、あの辺の出入口、片方だけの出入口、農村環境改善センターから来る出入口しかありません。線路口から入るのは、なかなか難しいところがあるらしいですから、そのへんも何か考えを出して、双方から出入りができるような、相互通行ができるようなことを考えていただければと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 議員おっしゃいますとおりのことを全体的に考えていきたいと思っております。申し遅れましたが、先ほどの近隣のゆーとぴあですとか、まんが美術館、こちらの施設との連携の検討も併せて行って参りたいと思っております。

○1番（吉田精二君） 同じく商工費のレールウイングの设计の件なんですけども、この件につきましては、若者会議のほうからも提言が出ていたと思っておりますので、そのへんは基本设计の中でどのようにすり合わせというか、打ち合わせを行っていくのか、計画をお知らせ願いたいと思っております。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほどの大まかな説明の中に、説明を漏らしておりましたが、今般若者会議の皆様から御提案頂きました企画がございますので、そちらも併せて検討を行っていただきたいということで、仕様書の中には謳い込んでいきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第2号、「令和4年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時36分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。議長席を副議長と交代します。

[議長席交代]

○副議長（金子光喜君） 議長席を交代しました。会議を続けます。

議長、倉本 豊君から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。「議長の辞職」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、「議長の辞職」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議長の辞職

○副議長（金子光喜君） 追加日程第1、「議長の辞職」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、倉本 豊君の退場を求めます。

[退場]

○副議長（金子光喜君） ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

-----○-----

○副議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

○副議長（金子光喜君） 事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（赤池昌信君） 読み上げます。湯前町議会副議長 金子光喜 様、湯前町議会議長 倉本豊、辞職願、「このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許

可されるようお願い出ます。」以上です。

○副議長（金子光喜君） お諮りします。倉本豊君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

議長の辞職を許可することに賛成の方は、起立願います。

○9番（山下 力君） 採決は、起立採決をお願いいたします。

○副議長（金子光喜君） 再度お諮りします。倉本豊君の議長の辞職を許可することに賛成の方は、起立願います。

○4番（椎葉弘樹君） 最初、簡易評決をしようとしたので、まず、異議のある方が2名以上いるかどうかを確認して、2名以上いらっしゃれば採決になると思いますので、御確認をお願いします。

○副議長（金子光喜君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前10時45分

-----○-----

○副議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を続けます。

異議のある方がおられましたので、異議のある方は、挙手をお願いします。

[異議者挙手]

○副議長（金子光喜君） 異議のある方が、2名以上おられますので、起立採決とさせていただきます。

お諮りします。倉本豊君の議長の辞職を許可することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立多数。

よって、倉本豊君の議長の辞職を許可することに決定しました。

倉本 豊君の入場を求めます。

[入場]

○副議長（金子光喜君） ここで、前議長、倉本豊君から退任の挨拶があります。

○前議長（倉本 豊君） 議長退任にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

平成30年1月の臨時議会におきまして、第27代の議長、そして令和2年11月改選後、第28代議長に就任をさせていただきました。合わせましてちょうど5年間議長を務めさせていただきました。これも温かく御支援を頂きました議員の皆様、町民の皆様、そして執行部の皆様の御指導御協力の賜物と厚く御礼を申し上げます。議長の職責を務めていくなかにおきまして、徐々に自分の考えが変わってきたというふうに思っております。それまでは、執行機関のチェック、監視をするという考え方が大きかったように思っ

おりますが、しかし議会とは、議員は誰のためにあるのかなあということを改めて考えたときに町民のため、町民の皆様が幸せになることが最上位であるべきと、改めて感じるところでした。結果がいつも言うております町民ファーストでありました。年頭の挨拶など必ずこの町民ファーストを入れさせていただきました。このことは町長はじめ執行部も同じであるというふうに思います。これから新しくなられる議長に協力しながら、一議員として町民の皆様の幸せの向上のために、全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げ、最後になりますけれども皆様方のこれまでの御支援に重ねて感謝申し上げますとともに、今後とも一層の御指導御鞭撻をお願い申し上げます。簡単でございますけれども、議長退任の挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○副議長（金子光喜君） 倉本前議長には、長年にわたり、大変御苦労さまでございました。

ここで、暫時休憩します。議員の皆様、対応について協議しますので、議員控室にお集まりください。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前10時58分

-----○-----

○副議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（金子光喜君） 追加日程第2、「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場を閉鎖]

○副議長（金子光喜君） ただ今の出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項によって、立会人に西議員、及び遠坂議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。白票は無効

です。

[投票用紙の配布]

○副議長（金子光喜君） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

○副議長（金子光喜君） 異常なしと認めます。ただ今から、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（赤池昌信君） それでは投票をお願いいたします。1番吉田精二議員、2番西靖邦議員、3番遠坂道太議員、4番椎葉弘樹議員、5番森山宏議員、6番黒木龍次議員、7番味岡恭議員、9番山下力議員、10番倉本豊議員、8番金子光喜議員。

○副議長（金子光喜君） 投票漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。西議員、及び遠坂議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○副議長（金子光喜君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 8 票、無効投票 2 票です。

有効投票のうち金子議員 8 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、3 票です。したがって、不肖、私金子が議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場を開く]

○副議長（金子光喜君） ここで、暫時休憩します。議員の皆様は議員控室にお集まりください。

-----○-----

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 17 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。これより、議長の職務を行います。なお、私の副議長の職は、自動的に失職いたします。

一言御挨拶をさせていただきます。先ほど議員各位の信任を頂きまして、伝統ある湯前町議会の第 29 代議長を仰せつかりました金子でございます。前任の倉本議長におかれましては、前期から引き続き 5 年近く議会の発展、充実のために御尽力頂きましたこと、誠に御苦勞様でございました。さて重要課題の山積しております昨今、執行部の奮闘と

併せて、議会の役割もますます重要になっていると認識しております。町政発展と町民の幸福のために全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げます。執行部の皆様、町民の皆様どうぞよろしく願いいたします。

これからの日程は、御手元に配布しました追加議事日程表のとおりです。

-----○-----

追加日程第3 議席の変更

○議長（金子光喜君） 追加日程第3、「議席の変更」を行います。

議席は、会議規則第3条第3項の規定により、御手元に配布しました議席表のとおり変更します。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時19分

再開 午前11時19分

-----○-----

追加日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

追加日程第4、「会議録署名議員の指名」について、を行います。

本臨時会の会議録署名議員として私が指名されておりましたが、先ほどの議長選挙において議長に当選したことから、地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員の数が欠けることになるため、新たに会議録署名議員として、倉本議員を指名します。

-----○-----

追加日程第5 副議長の選挙

○議長（金子光喜君） 追加日程第5、「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場を閉鎖]

○議長（金子光喜君） ただ今の出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項によって、立会人に椎葉議員、森山議員を指名します。

ただ今から、投票用紙を配ります。

[投票用紙の配布]

○議長（金子光喜君） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

○議長（金子光喜君） 異常なしと認めます。ただ今から、投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に候補者の氏名を記入願います。白票は無効です。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（赤池昌信君） 1番吉田精二議員、2番西靖邦議員、3番遠坂道太議員、4番椎葉弘樹議員、5番森山宏議員、6番黒木龍次議員、7番味岡恭議員、8番倉本豊議員、9番山下力議員、10番金子光喜議員。

○議長（金子光喜君） 投票漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 投票漏れなしと認めます。以上で、投票を終わります。ただ今から開票を行います。椎葉議員、及び森山議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（金子光喜君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 8 票、無効投票 2 票です。

有効投票のうち椎葉議員 8 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、3 票です。したがって、椎葉議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場を開く]

○議長（金子光喜君） ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 33 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの選挙によって、副議長に当選されました椎葉議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、副議長選挙の当選人である旨、告知します。御承諾願います。

○4番（椎葉弘樹君） この度、副議長に就任しました椎葉です。これまで 10 年間、各種委員長や広報委員をはじめ、様々に議員経験を積ませていただきました。今回の議長交代を機に、議会に新しい風を吹かせこれまでとは異なる役職を目指すことを決意しました。今後は副議長として、金子議長を支えることはもとより、町の発展、町民幸福度の向上を目指して、更なる努力を重ねて参ります。議長と副議長は共に 50 代、人吉球磨では最も若いコンビになります。皆様方の御指導御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

ます。

○議長（金子光喜君） ここで、議長席を副議長に交代します。

[議長退場]

-----○-----

追加日程第6 議長の議会運営委員の辞任

○副議長（椎葉弘樹君） 議長席を交代しました。会議を続けます。

追加日程第6、「議長の議会運営委員の辞任」を議題とします。

金子議長から、議会運営申し合わせによって、議会運営委員を辞退したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） 異議なしと認めます。

したがって、「金子議長の議会運営委員の辞任」を許可することに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 議長の議会改革調査特別委員の辞任

○副議長（椎葉弘樹君） 追加日程第7、「議長の議会改革調査特別委員の辞任」を議題とします。

金子議長から、議会運営申し合わせによって、議会改革調査特別委員を辞退したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） 異議なしと認めます。

したがって、「金子議長の議会改革調査特別委員の辞任」を許可することに決定しました。

-----○-----

追加日程第8 議長の球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の辞任

○副議長（椎葉弘樹君） 追加日程第8、「議長の球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の辞任」を議題とします。

金子議長から、議会全体を統理する立場にあるとの理由によって、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員を辞退したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） 異議なしと認めます。

したがって、「金子議長の球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の辞任」を許可する

ことに決定しました。

ここで、議長席を議長と交代します。

[議長入場]

○議長（金子光喜君） 議長席を副議長と交代いたしました。

ここで、委員会開催のため暫時休憩します。議員の皆様は議員控室にお集まりください。

-----○-----

休憩 午前 11時39分

再開 午後 0時02分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。本来であれば昼食による休憩の時間ですが、全日程が終了するまで会議時間を延長します。

休憩の間に、総務厚生文教常任委員会が開かれ、委員会条例第7条第2項の規定によって、委員長が互選されております。

ただ今、委員長から会議結果の報告、並びに挨拶の申し出があります。発言を許可します。西議員。

○2番（西 靖邦君） 先ほど総務厚生文教常任委員会がございまして、私が総務厚生文教常任委員長に互選されました。総務厚生文教常任委員長の大役を果たすことになり、その責任の重さを痛感しております。微力ではありますが、委員各位の御指導を頂きながら誠心誠意努力をする所存でおります。町民の皆様方には、より一層の御指導と御鞭撻を頂きますようお願い申し上げまして就任の挨拶とさせていただきます。

-----○-----

追加日程第9 「議会運営委員の補充選任」

○議長（金子光喜君） 追加日程第9、「議会運営委員の補充選任」を行います。

「議会運営委員の補充選任」については、委員会条例第6条第3項の規定に基づき、議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

お諮りします。議会運営委員に西議員を選任することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。

したがって、西議員が議会運営委員に選任されました。

-----○-----

追加日程第 10 「議会改革調査特別委員の補充選任」

○議長（金子光喜君） 追加日程第 10、「議会改革調査特別委員の補充選任」を行います。

「議会改革調査特別委員の選任」については、委員会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

お諮りします。議会改革調査特別委員に倉本議員を選任することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、倉本議員が議会改革調査特別委員に選任されました。

休憩の間に、議会改革調査特別委員会が開かれ、委員会条例第 7 条第 2 項の規定によって、委員長が互選されております。

ただ今、委員長から会議結果の報告、並びに挨拶の申し出があります。発言を許可します。椎葉議員。

○4 番（椎葉弘樹君） 先ほど議会改革調査特別委員会を開催いたしましたところ、委員長は、私椎葉に決まりましたので御報告いたします。議員定数、議会放送、議会基本条例など大きな課題も残っておりますので、スピード感を持って対応していきたいと思っています。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします

-----○-----

日程第 5 議員派遣について

○議長（金子光喜君） 日程第 5、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また、派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第6、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、御手元に配布しました次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（金子光喜君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 令和5年第1回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後 0時10分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員